

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則  
(2015年1月1日発効)

第一章 総則

第5規則の2  
処理の継続

(1) [請求]

(a)出願人又は名義人が第11規則(2)及び(3)、第20規則の2(2)、第24規則(5)(b)、第26規則(2)、第34規則(3)(c)(iii)並びに第39規則(1)で規定された又は言及された期限のいずれかを遵守できなかった場合であって、以下に該当するときは、国際事務局は、該当する国際出願、事後指定、支払又は申請の処理を継続しなければならない。

(i) その旨の請求が、出願人又は名義人による署名がなされた公式様式で国際事務局に提出され、かつ

(ii) 適用される期限が満了した日から二月以内に請求が受理され、料金表に示す手数料が支払われ、さらに請求時に、当該期限に関するすべての要件が満たされている。

(b)上記(a)(i)及び(ii)を満たさない請求は、それ自体当該請求とはみなされず、その旨は出願人又は名義人に通報されるものとする。

(2) [記録と通報]

国際事務局は、いかなる処理の継続も国際登録簿に記録し、その旨を出願人又は名義人に通報しなければならない。

第四章 国際登録に影響する締約国における事実

第20規則の2  
ライセンス

(3) [記録及び通報]

[…]

(c)(b)の規定にかかわらず、第5規則の2に基づいて処理の継続が記録された場合、ライセンスは、(2)(b)に規定された期限の満了日をもって国際登録簿に記録されなければならない。

[…]

第五章 事後指定及び変更

第27規則

変更又は取消しの記録及び通報、国際登録の併合、名義人の変更又は限定が効力を有しない旨の  
宣言

(1) [変更又は取消しの記録及び通報]

[…]

(c) (b)の規定にかかわらず、第 5 規則の 2 に基づいて処理の継続が記録された場合、変更又は取消しは、第 26 規則(2)に規定された期限の満了日をもって国際登録簿に記録されなければならない。ただし、請求が第 25 規則(2)(c)の規定に基づいてなされた場合には、後の日付をもって記録することができる。

## 第六章 更新

### 第 30 規則

#### 更新に関する細目

(1) [手数料]

(a) 国際登録は、遅くとも国際登録の更新がなされるべき日に、次の手数料を支払うことにより、更新される。

[…]

(iii) 国際登録簿に、すべての商品及びサービスに関して第 18 規則の 3 に基づく拒絶の声明又は無効が記録されていない各指定締約国について、それぞれの場合に応じ、付加手数料又は個別手数料

しかし、かかる手数料の支払は、国際登録の更新がなされるべき日から六月以内に行うことができる。ただし、料金表第 6.5 項に示す割増料金を同時に支払うことを条件とする。

[…]

(2) [詳細]

(a) 名義人が、すべての商品及びサービスに関して第 18 規則の 3 に基づく拒絶の声明が国際登録簿に記録されていない指定締約国について更新することを望まない場合には、所定の料金の支払は、国際登録の更新が当該締約国について国際登録簿に記録されるべきでない旨の名義人による表明を伴うものとする。

(b) 名義人が、特定の指定締約国の国際登録簿にすべての商品及びサービスに関して第 18 規則の 3 に基づく拒絶の声明が記録されているという事実にもかかわらず、当該指定締約国について国際登録を更新しようと望む場合には、当該締約国についての付加手数料又は個別手数料を含む所定の手数料の支払は、それぞれの場合に応じて、国際登録の更新が当該締約国について国際登録簿に記録されるべき旨の名義人による表明を伴うものとする。

(c) 国際登録は、第 19 規則(2)の規定に基づきすべての商品及びサービスについて無効が記録されている又は第 27 規則(1)(a)の規定に基づき放棄が記録されている指定締約国については更新してはならない。国際登録は、商品及びサービスについて第 19 規則(2)の規定に基づく指定締約国における国際登録の効果の無効が記録されている又は第 27 規則(1)(a)の規定に基づく限定が記録されている指定締約国については更新してはならない。

- (d) 第 18 規則の 3(2)(ii)又は(4)に基づく声明が国際登録簿に記録されている場合には、国際登録は、当該指定締約国に関し、その声明に記載されていない商品及びサービスについて更新されない。ただし、必要な手数料の支払が、国際登録が当該商品及びサービスについても更新されるべきである旨の名義人による表明を伴う場合を除く。
- (e) 上記(d)に基づいて、国際登録がすべての当該商品及びサービスに関して更新されないという事実は、協定の第 7 条(2)又は議定書の第 7 条(2)の規定の適用上、変更を構成するとはみなされない。また、国際登録がすべての締約国に関して更新されないという事実は、協定の第 7 条(2)又は議定書の第 7 条(2)の規定の適用上、変更を構成するとはみなされない。

### 第31規則

#### 更新の記録並びに通報及び証明

[…]

#### (4) [更新がない場合の通報]

- (a) 国際登録が更新されなかった場合には、国際事務局は、名義人、選任されている代理人がいる場合にはその代理人及びその国際登録に指定されたすべての締約国の官庁にその旨を通報する。
- (b) 国際登録が指定締約国について更新されなかった場合には、国際事務局は、名義人、選任されている代理人がいる場合にはその代理人及び当該締約国の官庁にその旨を通報する。

<別紙 2>

#### 料金表

(2015年 1 月1日発効)

スイスフラン

## 7. 雑多な記録

[…]

7.6 第 5 規則の 2 (1)に基づく処理の継続のための請求 200

(注)本翻訳はあくまでも仮訳であり、参考情報として紹介するものです。